

磐田市立総合病院 治験契約書 変更対比表

作成日：2024年2月21日

下線：変更箇所

変更前 (Ver. 9.1)	変更後 (Ver. 9.2)	備考 (改訂理由等)
(Ver. 9.1)	(Ver. 9.2)	
(本治験に係る費用及びその支払方法) 第11条 ー	(本治験に係る費用及びその支払方法) 第11条 <u>(3) 甲は支給対象外費用等に係る費用を診療報酬点数 1 点につき 10 円 (消費税別) で算出する。</u>	治験に係る診療の経費のうち、保険外併用療養費の支給対象とならない支給対象外経費の詳細について明記した。
第11条 2 研究費等及び支給対象外経費に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき、これら費用に <u>108分の8</u> を乗じて得た額とする。ただし、税法等の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は変動後の税率により計算する。	第11条 2 研究費等及び支給対象外経費に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき、これら費用に <u>110分の10</u> を乗じて得た額とする。ただし、税法等の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は変動後の税率により計算する。	現時点での税率に修正
住所 静岡県磐田市大久保 512 番地 3 甲 氏名 磐田市立総合病院 <u>病院長</u> <u>山崎 薫</u> 印	住所 静岡県磐田市大久保 512 番地 3 甲 氏名 磐田市立総合病院 <u>事業管理者</u> <u>鈴木 昌八</u> 印	GCP 上の実施医療機関の長と当院における組織図の整合性を図るため、手順書における「実施医療機関の長」は病院長を指すが、治験の契約者は事業管理者とするため改訂。(上記 SOP 改訂により契約書・覚書も改訂)

磐田市立総合病院 契約内容変更に関する覚書 変更対比表

作成日：2024年2月21日

下線：変更箇所

変更前 (Ver. 9.1)	変更後 (Ver. 9.2)	備考 (改訂理由等)
(Ver. 9. <u>1</u> )	(Ver. 9. <u>2</u> )	
住所 静岡県磐田市大久保 512 番地 3 甲 氏名 磐田市立総合病院 <u>病院長</u> <u>山崎 薫</u> 印	住所 静岡県磐田市大久保 512 番地 3 甲 氏名 磐田市立総合病院 <u>事業管理者</u> <u>鈴木 昌八</u> 印	GCP 上の実施医療機関の長と当院における組織図の整合性を図るため、手順書における「実施医療機関の長」は病院長を指すが、治験の契約者は事業管理者とするため改訂。(上記 SOP 改訂により契約書・覚書も改訂)